

事務連絡
令和5年5月26日

各地方整備局 企画部 施工企画課長 殿
防災室長 殿
災害対策マネジメント室長 殿
北海道開発局 事業振興部 機械課 課長補佐 殿
防災課 災害対策管理官 殿
課長補佐 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 防災課長 殿

大臣官房
技術調査課 施工企画室 企画専門官
水管理・国土保全局
防災課 課長補佐

災害時における建設機械の保管状況調査について（依頼）

災害発生時における早期復旧・復興において建設機械の役割は非常に重要となります。一方で、あらゆる災害を想定した場合、保管場所が浸水や土砂崩壊などにより、必ずしも保管されている全ての建設機械が即座に利用可能とは限りません。加えて、大規模災害発生時には、利用可能な機械の広域的な支援も想定されることから、現状の保管場所のリスクを整理し、あらゆる災害を想定した建設機械の情報管理を行うことが重要です。

については、本格的な出水期を迎えるにたあたり、万全の体制の構築をすべく、地方整備局等内の管内及び地方整備局等と建設業界団体が締結している災害協定に基づく民間企業の建設機械の保管状況などを整理するため、下記の通り調査を依頼いたします。

記

1. 作業内容

- ・各地方整備局等が保有する災害対策用建設機械（以下、「直轄保有機械」という。）、及び各地方整備局等が建設業協会等と締結している「災害応急対策業務に関する協定」（以下、「業界団体との協定」という。）に基づく建設機械や資機材の保有状況について調査を行う。
- ・本調査における協定とは、各地方整備局等单位で建設業協会等と締結している協定に限る。各事務所単位で建設業者と締結している協定は含まない。
- ・業界団体との協定に関する調査対象は、以下の3団体との協定とする。
 - ① 一般社団法人 日本建設機械レンタル協会の地方支部

② 一般社団法人 日本建設業連合会の地方支部

③ 一般社団法人 全国建設業協会の地方支部

- ・調査時点は、令和5年4月1日時点とするが、令和5年分の情報がそろっていない場合は、整理している最新の情報で記載する。
- ・直轄保有機械について、調査様式は様式1とし、調査する項目は、保管場所毎に、建設機械の種類（排水ポンプ車、照明車、対策本部車、待機支援車、散水車、路面清掃車、バックホウ、簡易遠隔操縦装置）、保有台数、災害リスクとする。
- ・業界団体との協定に基づく民間企業の保有状況について、調査様式は様式2とし、調査する項目は、保管場所毎に、建設機械や資機材の種類（バックホウ、ホイールローダ、ダンプトラック、発電機、投光器など）、保有台数、協定、災害リスクとする。
- ・保管場所の高さについて、別紙を参照し、「重ねるハザードマップ」で確認することができる。また、保管場所の災害リスク（津波・高潮・洪水・土砂災害）の状況についても、「重ねるハザードマップ」などで確認し、整理すること。
- ・各地方整備局等の機械担当部局でとりまとめの上、4. 提出先へ提出すること。

2. 報告様式

様式1：【8●】 災害時における建設機械の保管状況調査（直轄）

様式2：【8●】 災害時における建設機械の保管状況調査（民間）

3. 提出期限

令和5年6月28日（水）17時迄

※期日までにご対応が難しい場合はご相談下さい。

4. 提出先

必ず、以下5名に提出願います。

施工企画室 企画専門官 渡邊（22404） watanabe-k2q2@mlit.go.jp

係長 柿崎（22406） kakizaki-t22aa@mlit.go.jp

係員 遠藤（22407） endou-t8315@mlit.go.jp

防災課 課長補佐 宮下（35722） miyashita-t96sr@mlit.go.jp

係長 長町（35836） nagamachi-t224@mlit.go.jp

5. 問合せ先

- ・直轄保有、日本建設機械レンタル協会との協定関係
施工企画室 渡邊、柿崎、遠藤
- ・日本建設業連合会、全国建設業協会との協定関係
防災課 宮下、長町

以上